



職場のメンタルヘルス対策は、労働者の職場か

労働者のストレスマネジメントの向上を促すこと

1、常時使用する労働者に対して、医師、保健

した。  
法律の施行日は平成27年12月頃の予定で、現時点では大枠についてののみ決定しており、詳細については今後省令等で定める予定となっています。現時点で決定している当該制度の概要は以下のとおりです。

士を含める予定となっています。  
また、検査項目は「職業性ストレス簡易調査票」を参考とし、今後標準的な項目を示す予定です。検査の頻度は1年毎に1回とすることを想定しています。

出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。  
一定の要件は高ストレスと判定された者等を含める予定です。  
4、面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。  
就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うことです。

## 改正労働安全衛生法に基づき ストレスチェック制度の概要について

ら受けるストレスが高い状況で推移しており、精神障害を原因とする労災給付の支給決定の件数が3年連続で過去最高を更新する等深刻な状況となっています。

このメンタルヘルス不調の未然防止のためには、職場環境の改善等により心理的負担を軽減させること（職場環境改善）や

（セルフケア）が重要となつてきます。

このため、労働者の心理的な負担の程度を把握し、セルフケアや職場環境改善につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止のための取組を強化することを目的としてストレスチェック制度を実施することが労働安全衛生法上事業者の義務となりま

師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となります（労働者数50人未満の事業場については当分の間努力義務）。

ストレスチェックの実施者は、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉

2、検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。  
3、検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申

詳細については今後定める予定ですので注意して下さい。

### 名古屋北労働基準監督署の ダイヤルインご案内

監督係（方面）	（052）	961-8653
安全衛生課	（052）	961-8654
労働課	（052）	961-8655
業務課	（052）	961-8652